

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 8 日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等の徹底について

日ごろより、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、都市圏を中心に全国的に感染が拡大しており、本県においても先日より再び感染が確認されております。

今後、国の観光キャンペーンやお盆の帰省、夏季休暇等により人の往来がより一層増えることが予想されますが、貴施設・事業所におかれましては、以下の対策や「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下、「国の令和2年4月7日付通知」という。）等に基づき、警戒を緩めることなく、引き続き、適切な感染防止対策を講じていただき、職員の方々等にも周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 職員・利用者の健康管理について

職員については、引き続き、出勤時等において体温の計測など健康管理を行い、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わせないでください。また、勤務中におきましても、体調不良が見られる場合は、早退等のご配慮をお願いいたします。

あわせて、職員がPCR検査等を受けた場合や陽性が確認された場合の連絡体制についても今一度ご確認をお願いいたします。

利用者についても、体温の計測など日々の健康管理を徹底していただきますようお願いいたします。

2. 職員の行動に関する留意事項について

他都道府県との往来については、訪問先の感染状況を十分把握し、継続して感染者が

発生している地域へ往来する場合には、感染防止対策に注意して行動してください。

感染が拡大している地域との往来については、慎重にご判断いただくとともに、接待を伴う飲食店など全国的にクラスターが発生しているような施設には極力立ち寄らないようお願いします。

特に、地域外への移動自粛をしている都道府県との不要不急の往来の自粛をお願いします。（地域外への移動自粛をしている都道府県は県ホームページで確認してください）

3. 施設・事業所内における感染防止対策について

県ホームページにおいて「新型コロナウイルスに備える社会福祉施設職員研修」を掲載しております。また、厚労省ホームページにおいても新型コロナウイルス感染症対策に関する動画を掲載しております。施設・事業所内における感染防止対策にご活用ください。

なお、入所施設等における面会については、国の令和2年4月7日付通知の取扱いに変更はございませんので、その内容に留意し、オンライン面会の活用等、引き続き感染防止への取組を徹底してください。

4. 県への報告について

職員および入所者に新型コロナウイルス感染症への疑い症例が察知された場合、速やかに保健所に連絡することをお願いしておりますが、以下の場合については、県長寿福祉課にもご連絡下さるようお願いします。

- ・利用者、職員がPCR検査を受ける場合
- ・利用者、職員の感染が確定した場合
- ・利用者、職員に濃厚接触者が発生した場合
- ・訪問系サービスにおいて、濃厚接触者に対して訪問サービスを提供する場合

【連絡先】

（平日8時30分から17時15分）電話番号 [0776-20-0332](tel:0776-20-0332) あてお電話願います。

（休日・夜間・早朝）メールアドレス hokaisei@pref.fukui.lg.jp あてメール願います。

なお、施設等の利用者に感染者が発生し、施設等における衛生・防護用品の備蓄では不足する場合に備え、県では、防護服やゴーグル、グローブ等の衛生・防護用品を備蓄しております。

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ 電話 0776-20-0332 FAX 0776-20-0642 Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp
